

御前崎市封筒広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、御前崎市（以下「市」という。）が使用する公用封筒（以下「公用封筒」という。）への広告掲載に関し、御前崎市広告掲載要綱（令和5年御前崎市告示第177号。以下「要綱」という。）及び御前崎市広告掲載基準（平成23年御前崎市告示第138号。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(掲載可能な広告の範囲)

第2条 市は、公用封筒に、市政情報の妨げや誤解の生じない範囲で広告の掲載を行うものとする。

2 公用封筒に広告を掲載できる者、広告の内容及び広告の範囲は、要綱及び基準に定めるところによる。

3 広告は、広告媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないもので、市民等に不利益や不快感を与えないものとする。

(広告の規格等)

第3条 公用封筒に掲載する広告は次のとおりとする。

(1) 長3封筒

ア 規格 縦3cm×横10cm（1枠当たり）

イ 掲載位置 市長が決定

ウ 枠数 5枠

エ 掲載料 26,000円

オ 広告対象枚数 30,000枚

カ 掲載期間 広告対象枚数を使用し終えるまで

(2) 角2封筒

ア 規格 縦5.5cm×横10cm（1枠当たり）

イ 掲載位置 市長が決定

ウ 枠数 8枠

エ 掲載料 18,000円

オ 広告対象枚数 14,000枚

カ 掲載期間 広告対象枚数を使用し終えるまで

(広告の募集)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、広報おまえざき又は市ホームページ等により行うものとする。

2 前項の募集は、別に期間を定めて行うものとする。ただし、当該期間中に申込みが掲載枠数に達した場合は、募集を締め切るものとする。

3 募集期間の終了後、要領第6条に規定する審査によって掲載枠に空きが生じた場合は、速やかに再募集を実施するものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 公用封筒への広告掲載希望者は、要綱第7条に規定する御前崎市広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げるものを添付して、市長が指定する期間内に提出しなければならない。

- (1) 会社概要、事業内容等が分かるもの
- (2) 資格又は免許を必要とする業種にあっては、それを証明する書類の写し
- (3) 広告原稿案又はデザイン案
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号の広告原稿案又はデザイン案は、CD又はDVDにより提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、要綱第2条及び基準により広告掲載の適否の審査を経て掲載の可否を決定する。

2 市長は、前項の審査を行う際、必要があると認めるときは、要綱第8条に規定する御前崎市広告審査委員会の意見を聴くことができる。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果等について要綱第8条に規定する御前崎市広告掲載審査結果通知書(様式第2号)により通知する。

4 市長は、前項の規定による通知を行う際、当該広告の仕様、内容等の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

(原稿の作成及び提出)

第7条 広告掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、広告原稿を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、広告掲載料を市長が指定する期日までに、市の発行する納付書により納付するものとする。

(広告主の責任)

第9条 広告の掲載内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権及び肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。

3 広告主は、広告掲載に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸及びこれに類する行為を行ってはならない。

(広告の内容等)

第10条 広告の内容及びデザインは、公用封筒のイメージを損なうことのないよう、市及び広告主が協議の上掲載するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、要綱第11条に定めるもののほか、次の各号いずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。この場合において、これによって生じた損害に対しては、市はその責任を負わない。

(1) 広告掲載に必要となる広告原稿が市長の指定する期日までに提出されないとき。

(2) 前条の規定による協議に応じないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公用封筒への広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は自己の都合により、公用封筒の広告掲載を取り下げようとするときは、

書面により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告料を返還しない。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、公用封筒への広告掲載に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

御前崎市広告掲載申込書

令和 年 月 日

御前崎市長 様

住所又は所在地
申込者 氏名又は名称
電話番号

下記のとおり、御前崎市公用封筒の広告の掲載を申し込みます。

記

1 広告の内容

2 業種

3 添付資料

- (1) 会社概要、事業内容等が分かるもの
- (2) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写し
- (3) 広告原稿案又はデザイン案

様式第2号（第8条関係）

御 総 第 号
令和 年 月 日

様

御前崎市長 印

御前崎市広告掲載審査結果通知書

令和 年 月 日付けで申込みのあった御前崎市公用封筒の広告掲載の可否について、下記のとおり審査結果を通知します。

記

- 1 広告の内容
- 2 広告掲載の可否（否の場合はその理由）
可 ・ 否
- 3 広告掲載期間
令和 年 月 日（ ）印刷分から 枚分
- 4 広告掲載料
円
- 5 広告掲載料の納入方法
別紙納入通知書により納入
- 6 御前崎市広告掲載要綱及び御前崎市広告掲載基準を遵守すること。

様式第3号（第10条関係）

御 総 第 号
令 和 年 月 日

様

御前崎市長 印

御前崎市広告掲載取消決定通知書

令和 年 月 日付け御総第 号により決定した御前崎市公用封筒の広告掲載について、下記の理由により取り消すことを決定したので通知します。

記

- 1 広告の内容
- 2 取消理由